

議案第 3 2 号	三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
国 保 医 療 課	地方税法に基づき同法施行令で定める国民健康保険税に係る賦課限度額が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣 旨】 国民健康保険税の算定に関して必要な事項について、関係法令等の改正を受けて条例改正を行うもの。</p> <p>【関係法令】 地方税法第 7 0 3 条の 4 第 1 9 項、第 2 7 項 地方税法施行令第 5 6 条の 8 8 の 2 第 2 項、第 3 項</p> <p>【内 容】 国民健康保険税条例に定める賦課限度額は、地方税法により地方税法施行令に定める金額を上限として定めることとされている。 平成 2 6 年 3 月 3 1 日付け地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の賦課限度額の上限について後期高齢者支援金等課税額が 1 4 万円から 1 6 万円に、介護納付金等税額が 1 2 万円から 1 4 万円にそれぞれ引き上げられた。 このため、現行の三田市国民健康保険税条例で規定している賦課限度額についても法令改正後の内容となるよう改正を行う。</p> <p>【施行期日】 平成 2 7 年 4 月 1 日</p>	